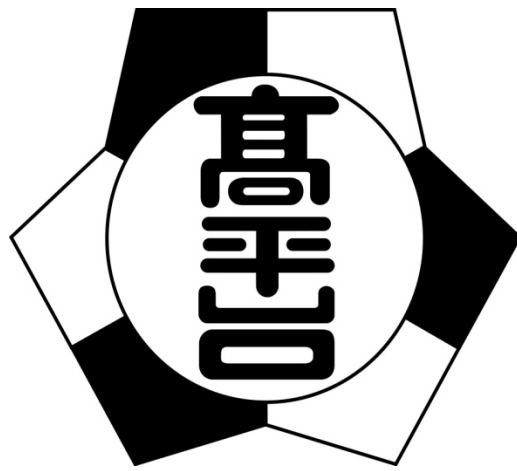


熊本市立高平台小学校 P T A 会則



あなたは高平台小学校のP T A会員です

- 1 会則
- 2 細則
- 3 慶事規定

保 存 版

- * この資料は卒業するまで保管をお願いします
- * 破損紛失などの場合は、P T A事務までお申し出ください

熊本市立高平台小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

(名称および事務所)

第 1 条 この会は、熊本市立高平台小学校(以下高平台小学校という) P T A とし事務所を高平台小学校におく

(目的)

第 2 条 この会は、児童の幸福と健全な成長をはかるために、保護者と教職員が協力し、高平台小学校の教育目標にそってその教育活動を援助推進するとともに、会員の教養を高め、会員相互の親睦を深めることを目的とする

(方針)

第 3 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する

- ① 児童および青少年の教育・福祉のために活動する、他の団体・機関と協力する
- ② 自主独立の団体として、他の団体・機関の支配や干渉を受けない
- ③ 特定の政党・宗教・個人の利益を目的とするような行動はしない
- ④ 学校の経営および人事には干渉しない

(活動)

第 4 条 この会は、目標達成のため、次のような活動を行う

- ① 会員は、よい保護者、よい教職員となるように努める
- ② 家庭と学校および地域社会の緊密な連携によって、児童の健全育成をはかる
- ③ 児童の教育環境の整備充実をはかる
- ④ 会員の資質向上と親睦をはかる

(会員)

第 5 条

1 この会は、次の会員をもって組織する

- ① 本校児童の保護者、またはこれに代わる人
- ② 本校の職員

2 会員は、この会の運営に協力する責任があると同時に、意見を表明する権利がある

3 会員は、運営委員会・学年委員会・各種委員会いずれかに属する

第2章 会 議

(会議)

第6条 この会に、次の会議をおく

- (1) 総 会 (2) 運営委員会 (3) 役員会 (4) 各種委員会 (5) 臨時委員会

(総会)

第7条 総会は、この会の最高議決機関であり、次のことを行う

- ① 年間事業計画および収支予算の承認
- ② 会計監査を経た収支決算報告の承認
- ③ 役員の承認
- ④ 会則の制定及び改廃
- ⑤ 運営委員会で決定した細則・規定、その他の緊急を要した事項の報告

(総会の開催)

第8条 総会は、定期および臨時の開催とする

- (1) 定期総会は、毎年1学期初旬に開く
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または会員の10分の1以上が連名で理由書を添付し、請求があった時、開く事ができる

(総会の成立)

第9条 総会は会員の3分の1以上(委任状を含む)の出席によって成立する

(総会の議決)

- 第10条
- 1 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長が決定する
 - 2 議長は総会で選出する

(運営委員会)

第11条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、次のことを行う

- ① 年間事業計画の審議作成および執行
- ② 総会提出議案の作成、並びに総会運営
- ③ 会計予算案および決算書の提出
- ④ 各委員会の提出案件の審議及行事調整
- ⑤ 会則の施行に必要な細則・規定の制定
- ⑥ 緊急かつ重要な場合の決定と執行。ただし、次の総会にて報告

(運営委員会の開催)

第12条 運営委員会は、定期および臨時の開催とし、会長が招集する

- (1) 定期運営委員会は、原則、各学期に2回開催する
- (2) 臨時運営委員会は、会長が必要と認める時、または、構成員の4分の1以上の請求により開催できる

(運営委員会の成立)

第13条 運営委員会は役員(監査役を除く)およびPTA担当教諭をもって構成し、その過半数の出席によって成立する

(運営委員会の議決)

第14条 運営委員会の議決は、出席者の過半数で決する

(学年委員会)

第15条

- 1 学年委員会は、各学年部により構成される
- 2 学年部は各学級にて選出された学級委員と各学年の担任、および学年長で構成する
- 3 各学年部はそれぞれの学年主任および学級担任と協力してPTA活動を運営し、学年行事の運営並びに学級行事を開催することができる

(各種委員会)

第16条

- 1 この会の活動を推進するための実行機関として、各種委員会をおく
- 2 設置する各種委員会については細則に定める
- 3 各種委員会は円滑な活動のために係を置くことができる
年間活動計画及び活動内容については運営委員会にて協議し、会員に報告する
- 4 各委員会は、複数名の副委員長をおき、前年度委員長はサポート役として、副委員長の職にあたる。また、サポート役を除いた副委員長の中から、次期委員長を選出する。但し、諸般の諸事情により、継続が難しい場合はこの限りではない。

(臨時委員会)

第17条

- 1 総会、または会長が必要と認める時は、臨時委員会を設けることができる
- 2 構成員は会長が任命し、委員長をおく
- 3 委員長はその経過を運営委員会に報告し、成果を総会に報告して、その任務を終了する

第3章 役員

(役員)

第18条 この会に次の役員をおく

ただし、人数は総会にはかり変更することができる

会長1 (P1) 副会長4～7 (P4～5. 教頭・主幹) 書記2～3 (P2～3) 会計2～3 (P2～3)
監査2 (P2) 委員長9 (P9) 学年長6 (P6) 顧問1 (校長) 職員代表1 (T1)

(役員任期)

第19条

- 1 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない
再任の場合は運営委員会での推薦及び承認を要する
- 2 任期が終了しても後任が決定するまでは、その職に在るものとする
- 3 役員に欠員が生じた時は、運営委員会にて協議し、現状を考慮して適宜判断とする
- 4 運営委員の任期が終了後、2年間は免除期間とする

(役員選出)

第20条

- 1 第18条に定める役員のうち保護者分については選考委員会で選出し、総会で承認する
- 2 選考委員会で選出された役員は、3学期末に書面承認にて、その職に在るものとする

(役員任務)

第21条 役員任期は次のとおりとする

- ① 会長はこの会を代表し、会を統括する
- ② 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはこれを代行する
- ③ 書記は会議などの記録・事務作業にあたる
- ④ 会計はこの会の予算の執行を円滑に行う
- ⑤ 委員長は委員会を主宰する
- ⑥ 学年長は各学年の活動を主催し連絡調整にあたる
- ⑦ 顧問はこの会の助言指導にあたる

(選考委員会)

第22条 この会は役員選出のための選考委員会をおき、その詳細は細則による

第4章 会計

(会計)

第23条 この会の運営は、会費およびその他の収入をもってあてる

(会計年度)

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(会費)

第25条

- 1 会員は所定の会費を納入しなければならない

第5章 会計監査

(監査)

第26条

- 1 この会の会計に関する監査のため、監査役2名をおく
- 2 監査役は、選考委員会で選出され、総会の承認を受ける
- 3 任期は1年とし、再任を妨げない
- 4 監査役は、年2回の会計監査を行い、その結果を総会に報告する

第6章 個人情報の取扱

(プライバシーポリシー)

第27条

- 1 この会の個人情報は、会員が自らの意思により特定の目的での利用のために預託したものであり、その個人情報を安全に保管し、利用目的の範囲内で適切に取り扱うこととする
 - ① 個人情報の保護に関する法令等を遵守する
 - ② 個人情報を収集する場合は、あらかじめその収集目的と利用範囲を明示する
 - ③ 収集した情報の漏えい、滅失または棄損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じる
 - ④ 保有の必要がなくなった個人情報は確実かつ、速やかに消去する
 - ⑤ 学校行事や地域行事、または学年・学級活動等で広報委員が撮影した写真は、PTAが発行する広報紙にも記載される。また、必要に応じて名前等も掲載される事がある。広報紙以外での写真などの使用については、運営委員会で承認されたものに限る。
- 2 次の場合を除いて、外部に個人情報を提供しない
 - ① 本人の同意がある場合
 - ② 法律に基づき政府もしくは公的機関により正当な開示要求等があった場合
 - ③ 本人の生命、身体または財産の保護のために必要であり、本人(児童の場合は保護者)の同意を得る事が困難であるとき
 - ④ 広報誌の閲覧・配布
 - ⑤ PTA会長が委嘱した業務を遂行するために必要な範囲内

第7章 改正

(改正)

第28条 この会の会則を総会出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる

(附則)

この会則は昭和42年9月 1日から施行する

この会則は昭和45年6月 6日から施行する

この会則は昭和46年5月15日から施行する

この会則は昭和47年3月27日から施行する

この会則は昭和48年3月 7日から施行する

この会則は昭和52年3月12日から施行する

この会則は昭和58年4月 1日から施行する

この会則は昭和62年5月23日から施行する

この会則は平成 2年4月 1日から施行する

この会則は平成 7年4月 1日から施行する

この会則は平成 8年4月 1日から施行する

この会則は平成12年4月21日から施行する

この会則は平成15年4月 1日から施行する

この会則は平成16年4月 1日から施行する

この会則は平成17年4月 1日から施行する

この会則は平成21年4月 1日から施行する

この会則は平成27年4月 1日から施行する

この会則は平成29年4月 1日から施行する

この会則は平成31年4月16日から施行する

この会則は令和 2年4月 1日から施行する

この会則は令和 4年4月 1日から施行する

細 則

(各種委員会) この会は次の委員を置き、主な活動内容を以下のとおりにする

- ① 夏祭り委員会・・・PTA関連行事の企画・実行
- ② 広報委員会・・・PTA関連行事の広報活動
- ③ どんどや委員会・・・どんどやのお手伝い、地域との連絡調整
- ④ 図書委員会・・・図書環境の整備
- ⑤ プール委員会・・・夏休みプール開放の安全な施行
- ⑥ ベルマーク委員会・・・ベルマークの回収・集計
- ⑦ 安全防犯委員会・・・児童の安全と防犯に関する業務
- ⑧ すこやか委員会・・・保健衛生、学校給食並びに健康増進など児童の生活環境に関する業務
- ⑨ 地区委員会・・・こどもひなんの家にすること（登録者への継続確認、パネル交換、回収、新規登録者へのマニュアル、パネル配布）
高平台校区安全マップの精査、更新
地域の見守りパトロールへの協力の啓発

(選考委員会)

- 1 選考委員会はPTA会員の中から募集する
- 2 最低人数は7名とし学年は問わない
- 3 希望者が7名未満の場合は、運営委員が兼任する
- 4 希望者が0名の場合は執行部及び運営委員が選考活動を行う

(旅費 等)

- 1 旅 費：熊本市内外で会議・研修会などの参加の場合・・・予算の範囲内
- 2 負担金：他の団体から要請があって会議・研修会などに参加し負担金が必要な場合・・・実費支給とする
- 3 謝礼金：講演・研修会等で講師を依頼する場合・・・依頼先の規定に準じる
- 4 支給する場合、あらかじめ会長に承認を受けたものに限る

*各種委員会に関する細則は平成17年4月1日から施行する
*各種委員会に関する細則は平成19年4月1日から施行する
*各種委員会に関する細則は平成20年4月1日から施行する
*各種委員会に関する細則は平成25年4月1日から施行する
*各種委員会に関する細則は平成27年4月1日から施行する
*各種委員会に関する細則は令和 5年4月1日から施行する

*選考委員会に関する細則は平成17年4月1日から施行する
*選考委員会に関する細則は平成18年4月1日から施行する
*選考委員会に関する細則は平成21年4月1日から施行する
*選考委員会に関する細則は令和 2年4月1日から施行する
*選考委員会に関する細則は令和 5年4月1日から施行する

*旅 費などに関する細則は昭和62年4月1日から施行する
*旅 費などに関する細則は平成13年4月1日から施行する
*旅 費などに関する細則は平成20年4月1日から施行する
*旅 費などに関する細則は平成27年4月1日から施行する
*旅 費などに関する細則は令和 2年4月1日から施行する

熊本市立高平台小学校PTA慶事規定

高平台小学校PTA慶事規定を次の通り定める

- 1 この慶事規定は、本校PTA会員及び児童とする
- 2 規定の適用については、会長が処理し、必要に応じて運営委員会で決定する
- 3 この規定の運用にあたっては、返礼等の行為は行わないものとする
- 4 規定の運用にあたっては、本人や家族の意思を尊重する

内 容		規 定
慶 事	教職員の結婚	祝い金 10,000 円を限度とする
	教職員の出産	祝い金 5,000 円とする
	個人及び団体への保護者からの依頼による横断幕製作助成	10,000 円を上限とし、横断幕・領収書を掲示する 10,000 円以下の場合は、横断幕代金分の助成とする
	教職員の移動・退職	3,000 円を限度として花束をおくる
	運営委員会で適当と認められた者・または団体	その都度運営委員会で審議決定 10,000 円を限度とする
忌 事	児童の死亡	10,000 円、代表が忌問する 学校と協議の上、供花をおくる
	会員(保護者)の死亡	10,000 円、代表が会葬する
	会員(教職員)の死亡	10,000 円、代表が会葬する
	教職員の配偶者・子・父母の死亡	5,000 円、代表が会葬する
	その他、PTAと密接な関係にある者	5,000 円、代表者が会葬する
見 舞 い	教職員および児童が、病気またはPTA行事参加中の事故 障害で2週間以上欠席療養	10,000 円を原則とする
	会員および児童の不慮の災害	5,000 円を原則とする
	その他、PTAと密接な関係にある者	その都度、協議決定

*この規定は昭和62年4月1日から施行する

*この規定は平成7年4月1日から施行する

*この規定は平成17年4月1日から施行する

*この規定は平成20年4月1日から施行する

*この規定は平成27年4月1日から施行する

*この規定は令和2年4月1日から施行する

*この規定は令和4年4月1日から施行する

*この規定は令和5年4月1日から施行する

熊本市立高平台小学校PTA